

(平成23年5月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	28 件
厚生年金関係	28 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	25 件
厚生年金関係	25 件

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 29 年 9 月 1 日に船員保険被保険者資格を取得し、30 年 7 月 29 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 29 年 9 月から 30 年 3 月までは 6,000 円、同年 4 月から同年 6 月までは 9,000 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 5 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 9 月 1 日から 30 年 7 月 29 日まで

私は、船員手帳に記載されているとおり、B社が所有する船舶Aに乗船していたが、船員保険の被保険者となっていないので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳の記録により、申立人は、B社が所有する船舶Aに昭和 29 年 5 月 7 日から 30 年 7 月 29 日まで乗船していたことが確認できる。

また、B社C営業所に係る船員保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日の月が異なる者が、昭和 29 年 9 月 1 日に被保険者資格を取得し、30 年 7 月 29 日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

さらに、申立人が記憶する当時の船長から、申立期間において、船舶Aに申立人と一緒に乗船しており、申立人のほかに同姓同名の者はいなかった旨の供述を得ていることから、上記の被保険者記録は、申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 29 年 9 月 1 日に船員保険被保険者資格を取得し、30 年 7 月 29 日に同資格を喪失した旨

の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、昭和29年9月から30年3月までは6,000円、同年4月から同年6月までは9,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者であったと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を昭和27年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年12月29日から27年4月1日まで

私は、A社に昭和26年3月6日から1年契約で27年3月末日まで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録は26年3月6日から同年12月29日までとなっているので、申立期間について被保険者期間として記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間より後に勤務したB校が保管する、申立人が作成した履歴書（昭和30年6月20日付け）において、申立人は、A社に26年3月入社、27年3月退職と記載されていることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、上記履歴書記載のとおり、A社において1年契約で勤務したと主張しており、申立期間において、厚生年金保険被保険者記録のある期間と業務内容及び勤務形態に変化は無かったと述べている。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における資格喪失日は昭和26年12月29日とされているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）には申立人の資格喪失日は記載されていない上、申立人と同日の同年3月6日に被保険者資格を取得している34名のうち、資格喪失日の記載が無い者が11名おり社会保険事務所（当時）における年金記録の管理が不適切であったことがうかがえる。

また、申立人と同日に被保険者資格を取得し、被保険者名簿において資

格喪失日の記録のある 23 名のうち 15 名の資格喪失日は申立人が主張する喪失日と同日の 27 年 4 月 1 日と記録されていることから、申立人の資格喪失日は同日であると確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者であったと認められることから、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を昭和 27 年 4 月 1 日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る被保険者名簿の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和22年6月1日から23年6月4日までの期間について、事業主は、申立人が同年6月4日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、600円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月1日から24年4月1日まで

私は、昭和21年11月29日に仲間4名と一緒にA社B所に入社し、24年4月に転職する直前まで勤務していた。厚生年金保険の被保険者記録によると、同期入社のうち、私より前に辞めたはずの3名の資格喪失日が、私の資格喪失日より後になっているのは納得できない。調査して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び申立人がA社の後に勤務したとするC事業所が保管する常用使用人登録票に記載されている申立人の同事業所における雇入年月日が昭和23年6月4日となっていることから、申立人が申立期間のうち、22年6月1日から23年6月3日までの期間においてA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における資格喪失日は昭和22年6月1日となっている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、当初の被保険者名簿及び昭和22年6月1日に更新された被保険者名簿が確認できるところ、当初の被保険者名簿には申立人の資格喪失日は同年6月1日と記載されているが、同日に更新された被保険者名簿においても申立人

の氏名が記載されている上、同日付けの標準報酬月額の変更の記録が確認でき、これらの記録を前提とすると、事業主が申立人の資格喪失日を同年6月1日と届け出たとは考え難い。

また、当初の被保険者名簿において、申立人と同様、資格喪失日が昭和22年6月1日と記載されているにもかかわらず、書換え後の更新された被保険者名簿においても名前が記載されている者が複数名存在することが確認できるところ、オンライン記録によると、これら複数の同僚の資格喪失日は、いずれも同年6月1日とはなっていない。

これらのことから、社会保険事務所において、A社に係る被保険者記録についての管理が適正になされていたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和23年6月4日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、600円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和23年6月4日から24年4月1日までの期間について、上述のとおり、申立人が当該期間において勤務していた事業所は、A社ではなく、C事業所であったことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、C事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和24年4月1日であり、当該期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和51年11月1日であったと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額を9万8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月31日から同年11月1日まで

私は、A社に昭和51年4月に入社してから同年10月31日に退職するまで、取引先であったB社C工場において、D業務を担当していた。厚生年金保険の記録は、同年5月31日にA社の被保険者資格を喪失したことになっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の供述から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和51年10月31日）より後の52年1月28日付けで、申立人が51年5月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理がされていることが確認できる。

さらに、上記の被保険者名簿から、申立人を除く71名についても、申立人と同様に、昭和52年1月28日付けで、51年3月から同年10月までの期間に遡って被保険者資格を喪失した旨の処理がされていることが確認できるとともに、これらの者の中には、上記被保険者名簿に記載された資格喪失日より後の標準報酬月額の定時決定や随時改定の記録が取り消されている者が42名確認できる。

加えて、当該訂正処理前の記録、同僚及び申立人の供述から判断すると、A社は、昭和51年10月31日においても適用事業所としての要件を満た

していたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、社会保険事務所（当時）が昭和 51 年 5 月 31 日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年 11 月 1 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社に係る上記の被保険者名簿の記録から、9 万 8,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月 1 日から 54 年 4 月 1 日まで  
ねんきん定期便に記載された申立期間の標準報酬月額と厚生年金保険料控除額が、手元にある健康保険厚生年金厚生年金基金被保険者標準報酬月額および等級決定通知書の標準報酬月額及び給与明細書の控除額と違っているため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社（現在は、B社）が交付した健康保険厚生年金厚生年金基金被保険者標準報酬月額および等級決定通知書から、申立人の申立期間における標準報酬月額が19万円と決定されていることが確認できる上、給与明細書から、申立人は、申立期間に標準報酬月額19万円に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、C企業年金基金が保管している昭和53年の被保険者報酬月額算定基礎届から、同年10月に申立人の標準報酬月額が19万円と届出がされていることが確認できる。

さらに、上記の厚生年金基金の記録が事後訂正された形跡は認められない上、同基金の届出書が、複写式でなかったとする事実も認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（19万円）に係る届出を社会保険事務所に対し行ったと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月14日から40年5月1日まで

私は、昭和39年7月14日にA社B支店（現在は、C社）に転勤したが、ねんきん定期便を見たところ、転勤直後から40年5月1日までの標準報酬月額が1万4,000円となっている。転勤直前の標準報酬月額は3万6,000円であり、給与がこれほど下がることは考えられないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間におけるA社B支店に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、同社B支店に転勤する前の標準報酬月額3万6,000円に比べて、1万4,000円と著しく低い金額が記録されていると申し立てしているところ、C社で保管している社員台帳に記載されている申立期間当時の申立人の基本給は、3万5,600円であることが確認できる。

また、A社B支店において、申立人と同じ日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同期入社と同僚1名及び1年後輩の同僚1名は聴取に対し、「申立期間当時の申立人は、我々と同様、役職に就いていなかったため、給与額もほぼ同額だったはずである。」と供述しているところ、これら同僚の標準報酬月額は、同社B支店に転勤前の標準報酬月額は申立人と同じ

3万6,000円であり、転勤後も同額であることが確認できる。

さらに、C社の人事担当者は、「当時の資料が無く、保険料控除については不明であるものの、社員台帳の記載や同僚の記録から考えると、申立人の給与から3万6,000円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していた可能性は高い。」とする内容を文書で回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額（3万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であると回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和60年7月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については9万8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和60年4月1日にA社にB職として入社したが、同年7月1日に経営者がC社に変わった。所在地や業務内容は変わらず継続して営業しており、私も継続して勤務していたにもかかわらず、A社の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年6月30日と記録されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和60年6月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人は同日に被保険者資格を喪失したとされているが、当該資格喪失処理が行われたのは同日より後の同年9月11日であることが確認できる上、申立人のほか22名についても同様の処理が行われており、かつ、当該処理前の記録から、同社が申立期間において適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

また、同僚の一人が所持する給与明細書から、昭和60年6月の厚生年金保険料が、事業主により同年6月分の給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、当時A社の社会保険事務を受託していた者は、「当時、同社は

社会保険料を滞納していた。社会保険事務所（当時）の職員から、適用事業所でなくなる旨の手続をするので書類に押印するようにと言われた。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和60年6月30日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、C社における資格取得日と同日の同年7月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前のオンライン記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和25年9月11日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、26年10月16日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和25年9月から26年2月までは6,000円、同年3月から同年9月までは7,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和4年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和25年9月11日から26年10月16日まで  
昭和25年9月11日から26年10月15日までの期間、A社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿で、申立人と同姓で名の漢字表記が異なり生年月日が4日相違している者が記載されており、この者は、昭和25年9月11日に被保険者資格を取得し、26年10月16日に同資格を喪失している上、この者の記録は、いずれの者の基礎年金番号にも未統合であることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時に伯母の家に住んでいたと述べているところ、同居していた従兄（当該伯母の三男）は、「私は、実家から会社に通勤していた。申立人は、私の実家に下宿してA社に通っていた。」と供述していることから、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和25年9月11日に厚生年金保険被保険者の資

格を取得し、26年10月16日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、昭和25年9月から26年2月までは6,000円、同年3月から同年9月までは7,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年11月1日から同年12月1日までの期間、3年1月1日から同年3月1日までの期間及び同年4月1日から同年10月1日までの期間について、当該期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から3年10月1日まで  
オンライン記録では、申立期間の標準報酬月額は38万円となっているが、所持している給与支払明細書から控除されている厚生年金保険料は、38万円の標準報酬月額に見合う保険料よりも高額であるので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の所持する給与支払明細書において確認できる給与総支給額及び保険料控除額から、申立期間のうち、平成2年11月、3年1月、同年2月及び同年4月から同年9月までの期間は、41万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成2年10月、同年12月及び3年3月の期間については、給与支払明細書により、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（41万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（38万円）よりも高額であるものの、給与支払明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額（2年10月は36万円、同年12月及び3年3月は38万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（38万円）を上回っていないことから、当該期間については特例法による保険給付の対象に当たらないため、標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

なお、申立期間のうち、平成2年11月、3年1月、同年2月及び同年4月から同年9月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を事業主が履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当該期間当時の代表取締役の所在も不明であることから確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を平成15年12月15日は43万円、16年6月15日は46万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月15日  
② 平成16年6月15日

私が勤務しているA社の同僚が、ねんきん特別便を確認し、平成15年12月15日及び16年6月15日の賞与について漏れがあることに気付き、事業所に問い合わせたことから、従業員全員の2回分の賞与が年金記録に反映されていないことが分かった。

当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたのは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が保管している申立期間の賞与計算表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与計算表で確認できる総支給額及び保険料控除額から、平成15年12月15日は43万円、16年6月15日は46万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間において申立人と同様にA社から2回の賞与の支給を受けたとするほかの者も、当該賞与に係る記録が無い上、事業主が保管している申立期間に係る社会保険事務所長が発行

した保険料納入告知額・領収済額通知書と賞与計算表及び給与計算表とを比較したところ、当該給与計算表から算出した保険料額は、保険料納入告知額・領収済額通知書と一致しており、賞与計算表から算出した保険料額が納付されていないことが認められることから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を平成15年12月15日は39万円、16年6月15日は36万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月15日  
② 平成16年6月15日

ねんきん特別便を確認したところ、私が勤務しているA社の平成15年12月15日及び16年6月15日の賞与について漏れがあることに気付き、事業所に問い合わせたところ、従業員全員の2回分の賞与が年金記録に反映されていないことが分かった。

当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたのは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が保管している申立期間の賞与計算表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与計算表で確認できる総支給額及び保険料控除額から、平成15年12月15日は39万円、16年6月15日は36万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間において申立人と同様にA社から2回の賞与の支給を受けたとするほかの者も、当該賞与に係る記録が無い上、事業主が保管している申立期間に係る社会保険事務所長が発行

した保険料納入告知額・領収済額通知書と賞与計算表及び給与計算表とを比較したところ、当該給与計算表から算出した保険料額は、保険料納入告知額・領収済額通知書と一致しており、賞与計算表から算出した保険料額が納付されていないことが認められることから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を平成15年12月15日は24万円、16年6月15日は34万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月15日  
② 平成16年6月15日

私が勤務しているA社の同僚が、ねんきん特別便を確認し、平成15年12月15日及び16年6月15日の賞与について漏れがあることに気付き、事業所に問い合わせたことから、従業員全員の2回分の賞与が年金記録に反映されていないことが分かった。

当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたのは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が保管している申立期間の賞与計算表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与計算表で確認できる総支給額及び保険料控除額から、平成15年12月15日は24万円、16年6月15日は34万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間において申立人と同様にA社から2回の賞与の支給を受けたとするほかの者も、当該賞与に係る記録が無い上、事業主が保管している申立期間に係る社会保険事務所長が発行

した保険料納入告知額・領収済額通知書と賞与計算表及び給与計算表とを比較したところ、当該給与計算表から算出した保険料額は、保険料納入告知額・領収済額通知書と一致しており、賞与計算表から算出した保険料額が納付されていないことが認められることから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を平成15年12月15日は37万5,000円、16年6月15日は40万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月15日  
② 平成16年6月15日

私が勤務しているA社の同僚が、ねんきん特別便を確認し、平成15年12月15日及び16年6月15日の賞与について漏れがあることに気付き、事業所に問い合わせたことから、従業員全員の2回分の賞与が年金記録に反映されていないことが分かった。

当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたのは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が保管している申立期間の賞与計算表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与計算表で確認できる総支給額及び保険料控除額から、平成15年12月15日は37万5,000円、16年6月15日は40万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間において申立人と同様にA社から2回の賞与の支給を受けたとするほかの者も、当該賞与に係る記録が無い上、事業主が保管している申立期間に係る社会保険事務所長が発行

した保険料納入告知額・領収済額通知書と賞与計算表及び給与計算表とを比較したところ、当該給与計算表から算出した保険料額は、保険料納入告知額・領収済額通知書と一致しており、賞与計算表から算出した保険料額が納付されていないことが認められることから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年12月1日から11年4月1日までの期間及び同年5月1日から同年10月1日までの期間について、当該期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年12月1日から11年10月1日まで  
平成10年1月にA社に入社し、同年12月に同社がB社と合併し、会社の名前が同社に変わった。当時は、勤務場所も給与体系も変わらなかったにもかかわらず、同年12月から11年9月までの標準報酬月額が申立期間前後の28万円より低額の26万円と記録されているが、給与支給明細書では厚生年金保険料の控除額は変わらなかったため、保険料控除額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成10年12月1日から11年4月1日までの期間及び同年5月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額について、申立人が所持する源泉徴収票及び給与明細書を転記したノートから、申立人は、その主張する標準報酬月額28万円に相当する厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち、平成 11 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間については、申立人が所持する源泉徴収票及び給与明細書を転記したノートから確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（28 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（26 万円）よりも高額であるものの、報酬月額に見合う標準報酬月額（26 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人の申立期間のうち、平成 10 年 12 月 1 日から 11 年 4 月 1 日までの期間及び同年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「通知書（納入告知書）と同額を納付しているが、内訳までは不明。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記の給与明細書を転記したノート及び源泉徴収票で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月1日から4年6月30日まで

平成2年5月にA社に入社し、同年11月1日から同社の系列会社であるB社に移籍したが、標準報酬月額が低くなっていると年金事務所から連絡があった。3年8月頃の給与は、50万円を超えていたと記憶しているが、記録では、実際の月額より低くなっているため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初47万円と記録されていた。

しかし、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年2月28日）より後の同年10月7日付けで、3年8月は38万円、同年9月から4年5月までは22万円に訂正され、その後の6年3月30日付けで、再度、4年3月から同年5月までの標準報酬月額が11万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人を除く17名についても遡って標準報酬月額の訂正処理が行われていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような遡った標準報酬月額の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た47万円と訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月31日から同年11月1日まで

私は、平成8年10月11日から9年10月31日までA社に勤務していたが、同社の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年10月31日となっていた。同年10月分の給与支払明細書には、厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与支払報告特別徴収にかかる給与所得者異動届出書の写しに記載されている異動日の記録及びA社の元経理担当者の証言から、申立人は平成9年10月31日まで同社に勤務していたことが認められる。

また、上記の元経理担当者は、A社においては社会保険料の控除は当月控除であったと述べているところ、申立人が所持する平成9年10月分の給与支払明細書には、厚生年金保険料の控除が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれ

に基づく標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、平成9年10月分の給与支払明細書において確認できる報酬月額から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主による申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の納付義務の履行については、当時の事業主は既に死亡しており、確認することができないことから不明であるが、社会保険事務所（当時）におけるA社の資格喪失日が雇用保険の記録における資格喪失日と同日になっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が平成9年10月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年4月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については8万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月31日から6年4月1日まで

私は、平成4年4月1日から6年4月1日までA社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格が5年7月31日に喪失されている。調査をし、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が自身より先にA社を退職したとする従業員の雇用保険の離職日は、平成6年3月31日であることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社における健康保険被保険者証の返納日は、平成6年4月21日となっており、これらのことから、申立人が、申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人がA社において平成5年7月31日に資格を喪失した旨の処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である同日（その後、6年4月1日に変更）より後の6年4月7日付けで遡って行われ、同日付けで5年10月の定時決定時の記録も取り消されている上、代表取締役を含む全従業員についても同様の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について平成5年7月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった6年4月1日であると認められ

る。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円することが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和27年3月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月9日から同年4月1日まで

私は、昭和20年10月にA社に入社し、55年2月末まで継続して勤務していた。しかし、同社B工場から同社本社へ転勤した27年3月9日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和27年3月9日に、同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和27年4月のA社本社における社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和30年10月13日から同年11月1日までの期間及び44年5月29日から同年6月3日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を30年10月13日に、同社D支店における資格取得日に係る記録を44年5月29日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、30年10月は1万円、44年5月は6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年10月13日から同年11月1日まで  
② 昭和44年5月29日から同年6月3日まで  
③ 平成5年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和29年3月にA社に入社し、平成5年6月末まで継続して勤務していた。しかし、同社本店から同社B支店へ転勤、同社C支店から同社D支店へ転勤及び同社本店を退職した時期の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社から提出された人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和30年10月13日に同社本店から同社B支店に異動、44年5月29日に同社C支店から同社D支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の昭和30年11月のA社B支店における社会保険事務所（当時）の記録から1万円、申立期

間②の標準報酬月額については、申立人の 44 年 6 月の同社D支店における社会保険事務所の記録から 6 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③について、A社から提出された人事記録から、申立人は、平成5年6月29日付けで同社を退職していることが確認できる。

また、申立人が所持する厚生年金基金加入員証の加入員資格喪失日欄に「平成5年6月30日」、加入員資格喪失事由欄に「退職」の記載が確認でき、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を示す給与明細書等の資料を所持しておらず、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格取得日は昭和19年8月18日、資格喪失日は22年2月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年8月から21年3月までは100円、同年4月から22年1月までは570円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年8月18日から22年2月1日まで

私は、昭和19年8月にA社（現在は、C社）本社から同社B工場に転勤したが、同社B工場に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。当時、同社B工場は、4,000人ほどの従業員がおり、私は、その中で、D業務に従事していた。20年8月15日には、全従業員が工場の運動場に集められ玉音放送を聴いたことを記憶しており、22年2月に同社本社に戻るまでの期間は同社B工場で従事していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社B工場に在籍していた同僚の証言から、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことが確認できる。

一方、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が昭和19年8月18日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、上記被保険者名簿において、申立人の資格喪失年月日欄は空欄となっているものの、標準報酬月額欄には、21年4月1日に標準報酬月額が改定された記録が確認できる。

さらに、申立人は、昭和22年2月1日にA社本社で厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、申立人から名前の挙がった同時期に同社B工

場から同社本社に転勤になった同僚は、同社B工場に係る上記被保険者名簿に同年2月1日に転勤により資格を喪失した旨が記載され、同日に同社本社で資格を取得していることが確認できる。

加えて、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人と同日に資格を取得している被保険者は、申立人を除く全員が同社B工場で被保険者資格を昭和22年2月1日に喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年8月18日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められ、また、同時期に転勤した同僚の記録から、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格喪失日は22年2月1日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、昭和19年8月から21年3月までは100円、同年4月から22年1月までは570円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和39年11月17日に船員保険被保険者資格を取得し、40年1月29日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月17日から40年1月29日まで  
私は、A社に昭和27年4月1日に入社し、59年10月31日まで勤務していたにもかかわらず39年11月17日から40年1月29日までの記録が無い。申立期間は、業務により同社の船に乗っていた時期であるため、厚生年金保険から船員保険に切り替えられているはずである。確認して訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する社員原簿から、申立人は昭和27年4月1日から59年10月31日まで同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社の船員保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ同一生年月日の者が昭和39年11月17日に船員保険被保険者資格を取得し、40年1月29日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

さらに、A社から、申立人と同姓同名の者は申立人以外在籍していないとの回答を得ている。

なお、オンライン記録において、上記の被保険者期間と対応する被保険者記録が確認できるが、氏名の振り仮名表記が上記被保険者名簿と異なり、B社に係る被保険者記録となっている。しかしながら、その整理記号番号は同社には存在しておらず、当該被保険者記録と上記の被保険者名簿における被保険者記録は同一の者の記録であると考えられる。

これらを総合的に判断すると、上記被保険者記録は申立人の記録と認められ、申立人が昭和 39 年 11 月 17 日に A 社において被保険者資格を取得し、40 年 1 月 29 日に同資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、5 万 2,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格の喪失日に係る記録を昭和35年4月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月20日から同年4月20日まで

A社B事業所から同社C事業所に転勤したのは昭和35年4月20日であり、同一社内での異動であるのに厚生年金保険の被保険者記録に欠落があるのはおかしい。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍期間証明書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和35年4月20日に、同社B事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和35年2月の社会保険事務所（当時）の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社（現在は、C社）E支店における資格取得日に係る記録を昭和24年10月21日に、同社本店における資格取得日に係る記録を39年1月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24年10月は7,000円、39年1月は3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年10月21日から同年11月20日まで  
② 昭和39年1月24日から同年2月1日まで

私は、A社（後にB社に社名変更）に昭和23年4月1日から59年1月31日まで継続して勤務していた。この間、24年10月にB社D支店から同社E支店に転勤したがその際の厚生年金保険の被保険者記録が同年10月21日から同年11月20日まで欠落している。

また、昭和39年1月にB社F支店から同社本店G部に転勤した際の同年1月24日から同年2月1日までの被保険者記録も欠落している。この期間は、保険料を控除されていたと思うので厚生年金保険の被保険者記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主が提出した職歴記録及び職歴証明書から判断すると、申立人が申立期間に継続してB社に勤務し（申立期間①は、昭和24年10月21日に同社D支店から同社E支店へ異動、申立期間②は、39年1月24日に同社F支店から同社本店G部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、申立期間①については、申立人のB社

E支店における昭和 24 年 11 月の社会保険事務所（当時）の記録から 7,000 円、申立期間②については、申立人の同社本店における 39 年 2 月の社会保険事務所の記録から 3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を平成15年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年2月28日から同年3月1日まで  
私は、A社を平成15年2月28日付けで退職したが、同年2月28日から同年3月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の回答から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持する平成15年3月分の給与明細書には、厚生年金保険料が控除されていた旨の記載が確認できる。

さらに、当時A社は、厚生年金保険料は翌月控除であったとしていたところ、B社保管の個人別賃金台帳により、申立人は、平成15年3月分の給与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成15年3月分の給与明細書の厚生年金保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付

していないと回答している上、オンライン記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、離職日は同じであり、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が平成15年2月28日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を62万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 10 月 1 日から同年 12 月 16 日まで  
ねんきん定期便を見たところ、平成 15 年 10 月及び同年 11 月の標準報酬月額が低くなっていることに気付いた。標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する62万円と記録されていたところ、申立人がA社において被保険者資格を喪失した日（平成15年12月16日）より後の15年12月24日付けで、遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立期間におけるA社の厚生年金保険被保険者104名のうち、申立人を含む83名が、標準報酬月額を遡って引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人と同様の訂正処理が行われている同僚が所持している給与明細書から、訂正前の標準報酬月額に基づいて厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

加えて、滞納処分票により、A社が申立期間において、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た62万円に訂正することが必要であると認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 5 月 1 日から同年 8 月 30 日まで  
② 昭和 34 年 9 月 2 日から 36 年 2 月 14 日まで  
③ 昭和 36 年 4 月 14 日から 39 年 9 月 7 日まで

年金事務所から「脱退手当金を受け取られたかどうか」の知らせが届き、申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金を支給済みとなっていることを知った。私は、脱退手当金の手続を行っていないし、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間前後の6つの事業所に係る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が、9つの事業所に係る被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、未請求となっている6つの事業所に係る被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている6つの事業所に係る被保険者期間のうち申立期間直後の事業所に係る被保険者期間と申立期間の被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約31か月後の昭和42年4月7日に支給決定されている上、請求期間の最終事業所であるA社（現在は、B社）の健康保険厚生年金保

険被保険者名簿で、申立人が記載されているページ及びその前後2ページに記載されている女性のうち、申立人の資格喪失日の前後2年以内に資格を喪失している者は12名おり、そのうち脱退手当金の支給記録がある者は3名であることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及びA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、脱退手当金が支給決定されたとする日（昭和42年4月7日）の約2年前に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を16万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年10月1日から同年12月21日まで  
ねんきん定期便をみると申立期間の標準報酬月額が前後の期間に比べて低くなっているため標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する16万円と記録されていたところ、平成15年12月24日付けで同年10月1日に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の申立期間における厚生年金保険被保険者104名のうち、申立人を含む83名の標準報酬月額が遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人が所持している給与明細書から、訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

加えて、滞納処分票により、A社が申立期間において、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た16万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 39 年 7 月 26 日まで  
年金事務所から「脱退手当金を受け取られたかどうか」の知らせが届き、申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金を支給済みとなっていることを知った。私は、脱退手当金の手続を行っていないし、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前後の2つの事業所に係る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が、3つの事業所に係る被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、未請求の2つの事業所に係る被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている2つの事業所に係る被保険者期間のうち申立期間直後の事業所に係る被保険者期間と申立期間の被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 21 か月後の昭和 41 年 4 月 6 日に支給決定されている上、請求期間である A 社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿で、申立人が記載されているページ及びその前後 2 ページに記載されている女性のうち、申立人の資格喪失日の前後 2 年以内に資格を喪失している者は 10 名おり、そのうち脱退手当金の支給記録がある者は 4 名であることか

ら、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び上記被保険者名簿は旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、脱退手当金が支給決定されたとする日（昭和 41 年 4 月 6 日）の約 5 か月前に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 11 月 1 日から 6 年 11 月 30 日まで  
A社に係る平成 3 年 11 月から 6 年 10 月までの厚生年金保険の標準報酬月額が遡及訂正されて 8 万円になっているが、申立期間の標準報酬月額は 53 万円だったので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成 3 年 11 月から 5 年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 6 年 10 月までは 44 万円と記録されていたところ、A社が適用事業所でなくなった日（平成 6 年 11 月 30 日）より後の同年 12 月 5 日付けで 8 万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の閉鎖事項全部証明書等により、申立人が同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険料の滞納は無く、申立期間の標準報酬月額の減額の遡及訂正の手続は行っておらず、同意もしていないとしていることから、A社に勤務していた元社員に文書照会したところ、複数の元社員は、平成 6 年当時における同社の経営状態はあまり良くなかったと回答している上、当時の社会保険事務担当者は、申立人と共に社会保険事務所（当時）へ相談に行った記憶があると供述していることから、申立人が、当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 5697 (事案 2653 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 11 月 26 日から 40 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 40 年 11 月 16 日から 42 年 2 月まで

私は、昭和 39 年 11 月から 42 年 2 月まで A 社に在籍し、同社 B 店に勤務していた。当時は大学生で正社員ではなかったが、大学にはほとんど行かず、申立期間を継続して勤務しており、勤務形態や勤務時間等も変わらなかった。事業所の人事担当者も「ずさんな処理があったのではないか。」と言っているので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社 B 店に勤務していた同僚の証言から、申立人が申立期間①及び②を含めて継続して同社にアルバイトとして勤務していたことが推認できるものの、A 社の厚生年金保険被保険者には申立人と同様の記録の被保険者が多数存在するとともに、同社に係る厚生年金保険の被保険者であれば加入しているべき厚生年金基金にも申立人の加入記録が存在せず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 5 月 21 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな周辺事情として、「ずさんな処理があったのではないか。」という旨を A 社の人事担当者から聞いたとしているが、申立人にその人事担当者の名前を確認したが覚えておらず、同社には、申立期間当時の資料が残っていないことから、その事実を確認することができない。

また、A社は、「被保険者資格の取得喪失の経緯は不明だが、喪失届を提出していながら、引き続き保険料控除を行うことは無い。」と述べている。

これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年から24年1月1日まで

私は、昭和21年から24年の間に、船舶A、船舶B、船舶C、船舶D、船舶E及び船舶Fに乗っていた。それぞれの乗船期間などは記憶していないが、当時、私は16、17歳で、船長から船員手帳をもらい、嬉しかったことや、仕事が未熟でも保険を掛けなくてはならないと言われたことを覚えているため、当該船舶について調査し、船員保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において、船舶A、船舶B、船舶C、船舶D、船舶E及び船舶Fの各船舶に乗っていたと述べている。

しかしながら、申立人は、船員手帳を保管していない上、各船舶の乗船時期及び期間について具体的に記憶していないことから各船舶の乗船期間を特定することができない。

船舶Aについては、同船舶に係る船員保険被保険者名簿において、整理番号1番の者は、その資格取得日が昭和26年4月1日となっており、同日以前に被保険者となっている者は存在しないことから、申立期間において同船舶は船員保険の適用船舶ではなかったことが確認でき、申立人が挙げた同僚も同船舶の船員保険被保険者となっていない。

船舶Bについては、同船舶が船員保険の適用船舶となったのは昭和23年7月1日であり、申立期間の大部分は適用船舶となっていない上、同船舶に係る船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない。

船舶Cについては、申立人は、同船舶には複数回雇入れされたことは無いと述べているところ、昭和26年11月1日から28年4月1日までの期

間において、同船舶に係る船員保険の被保険者となっている。

船舶Dについては、申立人は、同船舶には複数回雇入れされたことは無いと述べているところ、昭和26年6月1日から同年9月20日までの期間において、同船舶に係る船員保険の被保険者となっている。

船舶Eについては、申立人は、申立期間における船舶Eの所在地はG県H町であったと記憶するところ、G県における船員保険適用事業所台帳及び船員保険被保険者名簿から、同県H町において船舶Eという名称の適用船舶は無い。

また、G県における船舶Eという名称の船舶に係る船員保険被保険者名簿を全て確認したが申立人の氏名は見当たらない。

船舶Fについては、申立人は、同船舶には複数回雇入れされたことは無いと述べているところ、昭和28年6月4日から29年5月23日までの期間において、同船舶に係る船員保険の被保険者となっている。

船舶A、船舶B、船舶C、船舶D、船舶E及び船舶Fにおいて、各船舶の船舶所有者は、死亡、連絡先が不明、又は氏名が判明しない上、各船舶において被保険者であった者も、死亡又は所在が不明であることから、申立人の各船舶における勤務実態や保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人は申立期間における船員保険料控除を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における船員保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 11 月 1 日から 62 年 12 月 10 日まで  
私はA社に厚生年金保険を含む社会保険料は全て会社が負担するという条件で入社し、昭和 61 年 11 月 1 日から 63 年 12 月 26 日まで勤務していた。しかしながら、このうちの申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人はA社に昭和 61 年 11 月 1 日から 63 年 12 月 26 日まで勤務したと述べている。

しかしながら、雇用保険加入記録照会結果により、申立人は、昭和 62 年 7 月 27 日から同年 11 月 5 日までの期間及び同年 11 月 28 日から 63 年 12 月 25 日までの期間においてA社の雇用保険被保険者であったことが確認できるものの、申立期間のうち、61 年 11 月 1 日から 62 年 7 月 26 日までの期間及び同年 11 月 6 日から同年 11 月 27 日までの期間の雇用保険の加入記録は確認できない。

また、A社は既に解散している上、同社の元事業主は「当時の事業主及び事務担当者は、既に死亡しているため、不明。」と回答していることから、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、厚生年金保険料は全てA社が負担する条件で入社したので、給与から厚生年金保険料を控除された記憶は無いと述べている。

加えて、当時の事業主は既に死亡していることから、供述を得ることができない。

このほか、申立人は申立期間における厚生年金保険料が控除されていた

ことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 18 日から 46 年 1 月 21 日まで  
私は、昭和 43 年 3 月 18 日から夫と一緒にA社に入社し、46 年 1 月 21 日に夫が同社を辞めるまで同社B営業所に一緒に勤めていたのに、私にはその期間の厚生年金保険の記録が無いので申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 10 月のA社の給料袋を保管している上、申立人の夫は「申立期間と一緒に同社B営業所に勤務していた。」と証言し、また、申立人の弟も「申立人は、申立期間に同社B営業所に夫婦で勤務していた。」と証言していることから、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同僚に対する照会でも申立期間の保険料控除を確認できない。

また、申立人が提出した夫の給与明細書（昭和 43 年 1 月分から同年 12 月分まで）の所得税の合計額と扶養控除がある場合の課税額とは極めて近似していることから、申立期間において申立人は夫の扶養家族であったと考えるのが自然である。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の夫の名前は確認できるものの、申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人は申立期間の保険料控除を確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 5701 (事案 1758 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月1日から7年8月31日まで  
前回の申立てでは、私が代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が相違していることについて申し立てたところ、代表取締役として、会社の業務としてなされた行為について責任を負うべきであり、標準報酬月額の減額処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されないとの理由により、記録の訂正が認められなかった。しかし、今回、当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書が出てきたので、再度、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人に係る厚生年金保険の標準報酬月額が遡って減額訂正処理されていることが確認できるが、申立人は、申立期間当時にB社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険料の納付方法について、何度か相談していることから、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額処理に同意したものと考えられる。よって、代表取締役であった申立人が、当該処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年12月4日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、平成7年10月13日付けの健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を提出するとともに、事業所が厚生年金保険から脱退した同年8月31日以降の同年10月31日付けでA社の銀行口座から引き落された同年9月の保険料が8年3月に2重納付分として返金されている上、申立人が所持する給与明細書においても、申立人が主張

する厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、事業所が減額訂正処理前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を完納していることは明白であると主張しているが、既に申立人から提出されている同社の預金口座取引表及び領収証からは、減額訂正処理前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が完納されたことを確認することができない。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も無いことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 1 日から 2 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 56 年に A 社（現在は、B 社）に入社し、現在も同社で勤務しているが、平成元年だけ標準報酬月額が前年度に比べて減少している。申立期間も含め給料が下がったことは無く、間違いではないかと考えている。確認の上記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、昭和 63 年 10 月の随時改定が 47 万円であるにもかかわらず、その翌年の平成元年 10 月の定時決定では 41 万円に減額されており、減額されていないことを証明できる給与明細書等はないものの、給与が毎年昇給していた時期であり減額は考えられないとして申立期間における標準報酬月額の相違を申し立てている。

しかし、B 社は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料は保管されていないことから、申立人の申立期間の標準報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間当時の A 社の担当者は、「コンピュータで給与額から標準報酬月額及び厚生年金保険料を自動算出しているため、標準報酬月額及び保険料控除額を誤ることは無いと思う。また、標準報酬月額の変更に係る届出は磁気ディスクによる方法で行っていた。」と述べている。

さらに、オンライン記録における申立人の標準報酬月額について、遡った訂正等の不自然な処理が行われた形跡も見当たらない。

加えて、申立人と同じ年に入社した同僚のうち、約 2 割の同僚の標準報

酬月額が申立期間を含めた前後の期間において減額していることが確認でき、申立人の標準報酬月額がとりわけ不自然であったとは言えない。

また、事業所の担当者は、「管理職でなければ、時間外手当等の変動により、2等級減額されることはあった。」と述べており、申立人の標準報酬月額の減額についても不自然ではない旨を述べている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 6 月から 43 年 4 月 1 日まで  
私は、昭和 40 年 6 月頃、職業安定所の紹介で A 社に就職し 43 年 3 月末まで勤務した。当時、作業中にけがをして通院したこともある。  
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和 44 年 11 月から勤務した B 社が保管する「前歴申告書」、A 社の同僚の証言及び当時の同僚に関する申立人の供述から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人及び同僚は、「当時の A 社には 5、6 台の車があり、その車に各々常勤の運転手と助手がいたことから、同社の従業員は 10 名から 12 名ぐらいだった。」と述べているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、約 3 年間の申立期間に係る同社の被保険者数を時系列でみると、最も多いときで 6 名、最も少ないときで 2 名となっている上、申立人が記憶する同僚の中には、同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できない者がいることを踏まえると、同社は、厚生年金保険の加入手続において全ての従業員を加入させていたわけではない状況がうかがわれる。

また、A 社に勤務していた同社の事業主の妹夫婦に照会したところ、夫は「入社して半年ぐらい経ってから厚生年金保険に加入したことになる。」としている一方で、妻は「入社して 7 年ぐらいしてから厚生年金保険に加入したことになる。」と述べており、同社では厚生年金保険の加入手続において、個人ごとに取扱いが異なっていた状況もみられる。

さらに、A 社は既に解散している上、事業主も既に死亡しており、申立

人の申立期間における保険料控除について聴取することができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 30 日から同年 11 月 1 日まで

私は、平成 5 年 7 月頃、会社から退職勧告があり、同年 8 月からの 3 か月間は出社に及ばずと言われた。同年 10 月までは、会社から給料が支払われていたし、会社が社宅として借り上げた住宅の家賃も支払ってくれていた。

退職日について、会社から書面をもらったわけではないが、8 月からの 3 か月と言われたら、退職日は 10 月末日と考えるのが自然であり、厚生年金保険の資格喪失日は平成 5 年 11 月 1 日となるべきである。

しかし、厚生年金保険の記録では、平成 5 年 10 月 30 日に資格喪失となっており、同年 10 月が被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「退職日は平成 5 年 10 月 31 日であり、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年 11 月 1 日となるべきである。」と主張しているところ、複数の同僚に照会したものの、申立人が、申立期間において A 社に勤務していたことを確認できる具体的な証言等を得ることはできなかった。

また、申立人が提出した退職所得の源泉徴収票において、申立人の退職年月日は平成 5 年 10 月 29 日と記載されていることが確認できる。

さらに、A 社の社会保険関係事務を受託していたとする社会保険労務士は、「当時の資料は保管していないが、雇用保険と厚生年金保険は一体的に手続をしており、雇用保険の離職日の翌日が厚生年金保険被保険者資格の喪失日となっているはずである。」と回答しているところ、申立人の雇用保険の離職日は 5 年 10 月 29 日であり、上記の源泉徴収票に記載された

退職日と同日である上、オンライン記録によると、当該退職日の翌日が厚生年金保険被保険者資格の喪失日となっており、これらの記録は一致していることが確認できる。

加えて、上記の社会保険労務士は、「A社の給与計算は受託していなかったが、同社の担当者に対し、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が属する月の厚生年金保険料は、控除しないように指導していた。」と回答しているところ、資格喪失日が月末日となっている複数の同僚は、「資格喪失日が属する月に係る厚生年金保険料は、控除されていなかった。」と供述している。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することはできない上、申立人も、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月 1 日から 46 年 7 月 1 日まで  
私は、昭和 45 年 2 月 1 日から 47 年 10 月 20 日まで A 社に継続して勤務していた。

当初は、B 社内の C 部で勤務していたが、昭和 46 年 7 月 1 日に同社内の D 部に異動し、47 年 10 月 20 日に退職した。

しかし、厚生年金保険の記録では、昭和 46 年 7 月 1 日に資格取得となっており、それ以前の記録が無い。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚に照会したものの、申立人が、申立期間において A 社に勤務していたことを確認できる具体的な証言等を得ることはできなかった。

また、申立人は、「父と一緒に E 県に引っ越し、父が先に就職が決まり、その後に、私が就職した。」と供述しているところ、オンライン記録によると、申立人の父は、F 社において昭和 46 年 5 月 7 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるほか、同社は、「当時の資料は残っていないが、入社日と厚生年金保険の資格取得日は一致しているはずである。」と回答している。

さらに、雇用保険の記録によると、事業所名は不詳であるものの、申立人は、昭和 46 年 7 月 1 日に雇用保険に加入しており、当該日は、オンライン記録から、申立人の A 社における厚生年金保険の被保険者資格の取得日と一致している上、申立人の父親の F 社における被保険者資格の取得日（昭和 46 年 5 月 7 日）の約 2 か月後となっており、申立人の供述と一致していることがうかがえる。

加えて、A社は、「当時の資料は保管していない。」と回答しており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認できない上、申立人も、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 5706

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月 4 日から同年 8 月 5 日まで

私は、公共職業安定所の紹介で昭和 31 年 1 月から A 社で勤務していた。給与から厚生年金保険料を引かれて給料の手取りは 6,000 円ぐらいとなっていたのを記憶している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する A 社における慰安旅行の写真から判断すると、申立期間において、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立期間当時に代表取締役であった者は既に死亡しており証言を得ることはできない上、現在の事業主は「申立期間当時の厚生年金保険に係る資料は無く、申立期間における届出及び保険料控除については不明である。」と述べている。

また、申立人の記憶する同僚は既に死亡している上、申立期間において A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録がある同僚のうち、連絡先が判明した複数の同僚に照会したが、申立人の厚生年金保険の適用について供述を得ることができなかった。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）のいずれにおいても、申立人の A 社における被保険者資格の取得日は昭和 31 年 8 月 5 日となっている。

加えて、上記被保険者名簿において、申立期間に申立人の名前は見当たらず、整理番号にも欠番は無い。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 5707

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月 21 日から同年 8 月 1 日まで  
私は、A社B営業所でC業務をしていたが、昭和 58 年 7 月末をもって解雇された上、同年 7 月 21 日から同年 8 月 1 日までの厚生年金保険の記録が無い。同社から受領した給与支払報告書には、同年 7 月 31 日に退職と記載されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支払報告書及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において、A社B営業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、上記の給与支払報告書に記載されている社会保険料等の金額は、A社の標準報酬月額から算出した健康保険料及び厚生年金保険料の7か月分、並びに上記の給与支払報告書に記載された給与支払金額を基に計算した雇用保険料額の合計額とほぼ一致しているが、同社の社会保険事務手続の委託を受けていた社会保険労務士から、厚生年金保険料は翌月控除としていたとの回答を得ていることから、上記の社会保険料等の金額に含まれる厚生年金保険料は、昭和 57 年 12 月から 58 年 6 月までの厚生年金保険料であり、同年 7 月に係る厚生年金保険料は控除されていないと考えられる。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月 19 日から 32 年 2 月 7 日まで

私は、昭和 31 年 3 月に中学を卒業し、当時の担任の勧めで何名かの生徒と共に A 社（現在は、B 社）に入社し、C 業務をしていたが、年金の記録を確認したところ、申立期間の記録が欠落していることが分かった。しかし、私は、同年 12 月頃に、賞与が出た同僚のことをうらやましく思い、そのことについて別の同僚と話した記憶があるので、当該期間について調査し厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 社が保管していた A 社における申立人の失業保険資格取得確認通知書には、手書きによる「退 31-7-18」の記載があり、このことについて B 社は、昭和 31 年 7 月 18 日に退職した旨を記載したものであり、他の従業員についても同じ部分に同様の記載があると回答している上、この日付は、オンライン記録及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の資格喪失日とも合致している。

また、申立期間において勤務していた同僚及び申立人が記憶していた同期入社同僚は、「女性は私以外にもう一人いたが、すぐに辞めてしまったので覚えていない。」と供述している。

さらに、申立人は昭和 31 年 12 月頃に A 社の同僚と賞与の話をしたと述べているところ、申立人はこの同僚の氏名を記憶していないことから、当時の事情を聴取できない上、同社で申立期間に厚生年金保険の被保険者となっている同僚は、当時は会社の経営状況が悪く給与の遅配が最低でも 3、4 回あり、賞与が出た覚えは無いと供述している。

加えて、申立人が A 社の次に勤務した D 社（申立人の厚生年金保険被保

険者期間は 32 年 2 月 7 日から同年 5 月 1 日まで) について、同社の元従業員は、同社では従業員の試用期間が 3 か月あり、その間は厚生年金保険に加入していなかったと供述していることから、申立人は、申立期間の一部期間において同社に勤務していたことがうかがえる。

また、B 社は、申立人に係る厚生年金保険料の控除等に係る資料は無く不明と回答しており、申立人は、申立期間における保険料控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月から 33 年 3 月まで

夫は、昭和 31 年 4 月から 33 年 3 月までの間、A 区 B 町にあった C 社に勤めていたが、その期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いとされているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が申立期間に A 区 B 町にあった C 社に勤めていたと主張している。

しかし、D 中学校の卒業名簿から、申立人が同中学校を卒業したのは、昭和 32 年 3 月 19 日であったことが確認できる上、同中学校の 1 年先輩であり、E 社及びその後継会社である F 社において被保険者記録のある同僚は、「申立人は、私が紹介して昭和 32 年 4 月 1 日から E 社に勤務し、1 年ぐらいで同社を辞めた。」と述べていることから、申立人が勤務していたのは、同年 4 月から 33 年 3 月頃までの期間に E 社においてであったとみられる。

また、D 中学校の先輩である同僚は、「私が E 社に入社したのは昭和 31 年 4 月であり、同い年である同僚 2 名と一緒に入社した。」と証言し、その 3 名が E 社で厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、ほぼ 1 年後の 32 年 3 月 1 日であることが確認できる。

さらに、E 社の事業主の親族である同僚は、「当時は、すぐ辞める人が多かったので、入社後直ちに厚生年金保険には加入させないで、一定期間

経過後に厚生年金保険に加入させていた。」と証言している。

加えて、E社及びその後継会社であるF社は既に解散している上、申立人は、申立期間の保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等を保管していないことから、申立期間の保険料控除について確認することはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月30日から21年7月30日まで  
② 昭和27年5月10日から28年5月5日まで

オンライン記録によると、A社及びB社に勤めていた期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。両社には、入社時に年金手帳を提出し、退職時に返却してもらった記憶があるため、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社で正社員として勤務していたと述べている。

しかし、オンライン記録において、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の所在地を管轄する法務局において同社の商業登記の記録は確認できず、申立人は、同社における上司及び同僚等の氏名を記憶していないため、申立てに係る証言を得ることはできないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

申立期間②について、申立人は、B社で正社員として勤務していたと述べている。

しかし、オンライン記録において、B社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社の所在地を管轄する法務局において同社の商業登記の記録は確認できず、申立人は、同社における上司及び同僚等の氏名を記憶していないため、申立てに係る証言を得ることはできないことから、同社におけ

る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が供述する所在地にB社と名称の類似するC社という名称の事業所は確認できるが、申立期間②において、同社に係る同被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない。

加えて、C社の後継事業所であるD社は、当時の資料は残っていないとしているため、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 5711

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 11 月 1 日から 4 年 11 月 30 日まで  
厚生年金保険の被保険者記録によると、私の申立期間当時の標準報酬月額が、会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に遡及して減額訂正されているのはおかしいので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録においては、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 2 年 11 月から 4 年 6 月までは 41 万円、同年 7 月から同年 10 月までは 47 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 4 年 11 月 30 日）の後の 5 年 2 月 5 日付けで 8 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人は、当時 A 社の代表取締役であったことが、同社の商業登記簿謄本により確認できる。

また、A 社の取締役であった同僚は、「申立人は、経理関係についてはほとんど分からなかったと思うが、最終的な決定権は申立人が持っていた。」と供述していることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A 社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額に係る記録の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 16 日から 45 年 6 月 1 日まで

A社は昭和43年4月16日に私自身が立ち上げた会社であり、法務局で設立手続をした日に、社会保険事務所（当時）に出向き、社会保険加入の手続を行ったはずであるが、同社の厚生年金保険の適用事業所となった日が45年6月1日となっていることに納得がいかない。調査の上、会社設立時点で厚生年金保険適用事業所となったことを確認し、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年4月16日にA社を設立したと主張しているところ、同社の商業登記簿謄本により、同社は同日に設立されていることが確認できる。

しかし、オンライン記録では、A社は、昭和45年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人は、「A社設立時の従業員は、自身とアルバイトを含め3名だった。」と供述しているところ、申立人が同社設立時の従業員であったと記憶する元社員は、同社の厚生年金保険被保険者資格を昭和45年6月1日に取得していることが確認できるが、同者は既に死亡していることから、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和45年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した者のうち、連絡先の判明した2名に文書照会した

が、回答が得られないことから、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 47 年 5 月 10 日まで  
私は、昭和 42 年 3 月に学校を卒業し、同年 4 月 1 日から 47 年 9 月 6 日まで A 事業所の B 職として勤務していたが、厚生年金保険の記録によると、42 年 4 月 1 日から 47 年 5 月 10 日までの期間が厚生年金保険被保険者となっていない。調査の上、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した在職証明書及び複数の同僚証言から、申立人が申立期間において A 事業所の B 職として勤務していたことが認められる。

しかし、A 事業所は「当時の資料を保管していない。」と回答している上、申立期間当時の経理及び社会保険事務担当者であった申立人の母は、既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、「勤務した当初、経理及び社会保険事務担当であった母から、一般の B 職として扱うと言われた。また結婚により姓が変更になった際、氏名変更の手続は済ませたと言われた。」と述べているが、A 事業所に係る事業所別被保険者名簿から、申立人は、昭和 47 年 5 月 10 日に婚姻後の氏名により厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿から、申立人の手帳記号番号は婚姻後の氏名により払い出され、厚生年金保険被保険者資格の取得日は、上記名簿と同日の同年 5 月 10 日であることが確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、オンライン記録により、申立人の父及び弟 2 名は、昭和 50 年

4月1日付けでA事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、この点について申立人の弟である現事業主に照会したところ、事業主は、「3名とも昭和50年4月1日以前から、同事業所に勤務していたが、この日に同事業所が認可事業所になったことから、厚生年金保険に加入したのではないかと思う。」と回答している上、申立人の父母は、申立期間において、国民年金に加入し保険料を納付していたことが確認できることから、同事業所では、家族従業員を必ずしも職員採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間におけるA事業所の事業所別被保険者名簿に、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 12 月 13 日から 61 年 5 月 30 日まで  
私は、昭和 60 年 12 月 1 日に嘱託社員としてA社に入社し、5か月ほど同社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年 12 月 13 日となっている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 60 年 12 月 1 日に入社し、5か月ほど勤務していたと主張している。

しかし、A社は、「申立人に係る個別契約書は保管していないが、退職者一覧表において、申立人の退職日が昭和 60 年 12 月 12 日であり、退職理由として一身上の理由と記載されている。」と回答しているほか、申立人は、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料を所持していない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の資格喪失日は昭和 60 年 12 月 13 日と記載されている上、申立人に係る雇用保険の記録では、申立人が同年 12 月 12 日に離職し、また、B厚生年金基金の記録では、同年 12 月 13 日に資格を喪失した旨の記載があり、これらはオンライン記録と一致することが確認できる。

さらに、申立人はA社で一緒に勤務していた同僚の名前を覚えていない上、上記被保険者名簿から、申立期間において被保険者資格を有する複数の同僚に照会したが、申立期間における厚生年金保険料の控除に係る供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料の控除に係る

事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで  
私は、昭和 43 年 4 月に C 県内の中学校を卒業後、G 高等学校定時制に通学しながら、D 市の E 線 F 駅近くにある A 社（通称名：B）に同年 5 月から勤務したが、同社の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の実兄から「申立人は昭和 43 年に中学校を卒業後、E 線 F 駅近くの B に勤務しながら、G 高等学校定時制に通っていた。」との意見を得ている。

しかし、オンライン記録において、A 社及び B では厚生年金保険の適用事業所として確認ができず、同社の所在地を管轄する法務局において、商業登記の記録の確認ができない。

また、申立人の実兄が記憶する当時の事業主は、オンライン記録によると、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

さらに、申立人は A 社において同僚はいなかったと述べており、申立期間当時の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から 49 年 4 月 1 日まで  
私は、昭和 48 年 4 月 1 日から 50 年 9 月 21 日まで A 社に勤務していたにもかかわらず、48 年 4 月 1 日から 49 年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 4 月 1 日から A 社に勤務していたと述べている。

しかし、A 社の保管する申立人に係る社員台帳では、昭和 49 年 4 月 1 日入社、50 年 9 月 21 日退職の旨の記載が確認できる上、同社から提出された「昭和 49 年 6 月 15 日付社内報」においても、申立人を含む 49 人の従業員が昭和 49 年度新入社員として紹介されていることが確認できる。

また、上記社内報において、申立人と同じ学校を卒業し、同時期に A 社に入社したことが確認できる同僚は「私は、申立人と一緒に昭和 49 年 3 月に同じ学校を卒業し、同年 4 月 1 日に同社に入社した。」と証言している。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和 49 年 4 月 1 日であることが確認でき、オンライン記録と一致している上、上記被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、A 社は、「申立人は、申立期間において勤務しておらず、給与から厚生年金保険料も控除していない。」と回答している上、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこ

とを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほかに申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 9 月 21 日から同年 11 月 6 日まで  
私は、平成 2 年 9 月 21 日から 4 年 5 月 6 日まで、A 社 B 事業所で 6 か月ごとに契約更新する期間工として勤務していたが、3 年 9 月 21 日から同年 11 月 6 日まで期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は A 社 B 事業所で平成 2 年 9 月 21 日から 4 年 5 月 6 日まで継続して勤務し、申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたと主張している。

しかし、雇用保険の加入記録において、申立人は平成 2 年 9 月 21 日に資格を取得し、3 年 9 月 20 日に離職し、その後の同年 11 月 6 日に再度被保険者資格を取得した記録になっており、オンライン記録と一致することが確認できる。

また、A 社から、同社が保管する有期従業員労働契約書、厚生年金基金の加入員資格取得の届出、同資格喪失の届出及び基金掛金情報から、申立人が申立期間において在籍していたことが確認できず、申立期間の保険料は控除していない旨の回答を得た。

さらに、A 社が保管する有期従業員労働契約書において、契約期間がそれぞれ平成 2 年 9 月 21 日から 3 年 3 月 20 日までの期間、同年 3 月 21 日から同年 9 月 20 日までの期間及び同年 11 月 6 日から 4 年 5 月 5 日までの期間が確認でき、申立人が述べた 6 か月ごとの契約更新と合致している上、企業年金連合会の中脱記録及びオンライン記録とも一致することが確認できる。

加えて、申立人が記憶する同僚から申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の証言が得られない上、申立人は、給与明細書などの保険料控除を確認できる資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 1 日から 43 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 10 月 1 日から 43 年 8 月 1 日まで、AビルにあったB社（現在は、C社）に勤務していたが、平成 22 年に年金事務所からのはがきを受け取り、その時に初めてこの期間について脱退手当金を受給した記録になっていることを知った。しかし、私には受給の記憶は全くないので、調査して申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の押印が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 9 日から 20 年 4 月 1 日まで  
会社に勤務していても厚生年金保険の認識が十分では無く、加入手続が遅れてしまった。そのために、平成 19 年 12 月 9 日から 20 年 4 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を納付することができない期間となった。この期間についても厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の賃金台帳に記載されている申立人の入社日及び退職日から、申立人は、同社に平成 19 年 12 月 9 日から 22 年 5 月 4 日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、A社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格の得喪に係る届から、同社が申立人の被保険者資格取得届（平成 19 年 12 月 9 日取得）を平成 22 年 5 月 14 日に提出し、年金事務所が同年 5 月 17 日に処理をした上、被保険者資格喪失届（22 年 5 月 5 日喪失）を同年 5 月 24 日に提出し、同年 5 月 25 日に処理していることが確認できる。

しかしながら、上記の賃金台帳においては、申立人が在籍していた全ての期間について、保険料が控除されていなかったことが確認できるものの、申立期間後の、平成 20 年 4 月 1 日から 22 年 5 月 5 日に係る申立人の厚生年金保険料を含む社会保険料については、A社作成の社会保険料未徴収金リストにより、申立人が同年 5 月 11 日及び同年 5 月 21 日に合計 67 万 5,377 円を振り込んでいたことが確認できる。

なお、事業主は、徴収権の時効が成立している申立期間の保険料（厚生年金保険料、健康保険料、雇用保険料）については、申立人に請求してお

らず納付もしていないと回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、A社における申立人の厚生年金保険被保険者期間については、平成22年5月17日付けで資格取得処理及び同年5月25日付けで資格喪失処理がなされ、19年12月9日から22年5月5日までとされているが、政府の保険料徴収権が時効により消滅する前であれば当該被保険者期間は保険給付に反映されるが、消滅後であれば、申立期間（19年12月9日から20年4月1日まで）は被保険者期間となるものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象となる期間とはならない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年9月1日から29年2月28日まで  
② 昭和30年1月19日から32年6月1日まで

私の厚生年金保険の被保険者記録のうち、A社及びB社に係る厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金を支給済みの記録となっている。しかし、私は同社を退職した時に脱退手当金の手続を行っていないし、脱退手当金の受給もしていないので、記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金の支給記録が記録されているほか、脱退手当金の支給記録は、一つの厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理された2つの事業所に係る期間の月数が、脱退手当金として支給されていることが確認でき、支給月数及び支給金額に計算上の誤りは無く、A社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和32年7月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。